

藤井寺市開発指導要綱施行基準

目 次

1.	造成工事の施工基準	23
2.	工事中の安全管理基準	23
3.	道路築造技術基準	23
4.	橋梁の設計基準	30
5.	緑化基準	30
6.	敷地規模等に関する基準	33
7.	公共空地設置基準	33
8.	駐車施設及び駐輪施設の設置基準	35
9.	その他安全施設の基準	35
10.	し尿、ごみ処理に関する基準	36
11.	藤井寺市道路占用基準	37

1. 造成工事の施工基準

- ① 盛土をする場合は、盛土後の地盤に雨水、その他地表水によるゆるみ、沈下又は崩壊が生じないように締固め等安全上問題のないよう措置を講じるものとする。
- ② 著しく傾斜している土地に盛土をする場合には、旧地盤と盛土と接する面が、スベリ面にならないように段切り等安全上問題のないよう措置を講じるものとする。
- ③ 打壁の構造は、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）の設計基準によるものとする。
- ④ 路面排水施設の完備していない道路に接して開発するときは、道路側溝を開発区域内に設置するものとする。
- ⑤ 道路側溝天端より宅地地盤が高いときは、側溝に土砂が流入しないよう土止擁壁又は石積を宅地内に設置するものとする。

2. 工事中の安全管理基準

- ① 造成工事に当たり下流や隣接地に災害又は被害を与えぬよう、事前に仮排水路、仮防護柵その他必要な措置を施すものとする。
- ② 土砂及び工事用資材の搬入については、周辺及び沿道への影響を考慮し搬入路の決定を行うものとする。
- ③ 開発者、管理者又は占有者は、開発行為に伴う災害が発生しないようその土地を常時安全な状態に維持するよう努めなければならない。
- ④ 市長は、災害防止のため必要があると認めた場合は、その土地所有者、管理者、占有者に対し、擁壁及び排水施設の設置又は計画変更等必要な措置をとることを命ずることができる。
- ⑤ 開発者は、工事車両の駐車場を確保するものとする。
(注) 出入り口に警備員を配置し交通安全対策を講じること。

3. 道路築造技術基準

- ① 道路計画幅員
道路は、次に定める有効幅員を確保するものとする。

(単位 m)

施設用途	開発規模	0.1ha未満	0.1ha以上 0.5ha未満	0.5ha以上	摘要
	道路区分				
住宅	一般区画街路	6 (4以上)	6 (4以上)		主として、1戸建住宅及び2階以下の住宅の建設を予定するもの。
	主要区画街路	6 (4以上)	6.5(4以上)	6.5	
	幹線街路			※	
共同住宅	一般区画街路	6 (4以上)	6 (4以上)		主として3階以上の共同住宅の建設を予定するもの
	主要区画街路	6 (4以上)	9 (6.5以上)		
	幹線街路			※	
工場	一般区画街路	6 (4以上)	6		工場の建設を予定するもの
	主要区画街路	6 (4以上)	9		
	幹線街路	9		※	

注1 ()内の数値は、小区間で通行上支障のない場合及び周辺の状況を勘案して支障のない場合に適用する。

(ア) 1街区間の通行のみ供する場合

(イ) 袋路状道路で3.5m以内の場合

(ウ) 小規模開発で道路延長が3.5m以内の場合

(エ) その他特に支障がない場合

注2 ※印は藤井寺市市道の構造の技術的基準を定める条例（平成24年藤井寺市条例第24号）に準じ別途協議して定める。

② 道路の構造

ア 新たに築造する道路の舗装は、原則としてアスファルト舗装とすること。その他については、別途協議とする。

又、勾配が著しい道路については、滑り止め舗装を行う等安全上必要な措置を講じること。

イ 道路の縦断勾配については、幹線及び主要区画街路については7%以下とし、一般区画街路にあつては9%以下とすること。

ただし、9%をこえる道路については、担当課と別途協議を行うこと。歩道の縦断勾配については、大阪府福祉のまちづくり条例（平成4年大阪府条例第36号）及び藤井寺市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例（平成24年藤井寺市条例第26号）を遵

守すること。

ウ 道路の横断勾配については、次のとおりとすること。

(ア) 車道 1. 5%～2. 0% (放物線)

(イ) 歩道 2. 0% (直線)

③ アスファルト舗装の構成及び設計施工

ア アスファルト舗装の設計、品質管理、施工等については、日本道路協会発行のアスファルト舗装要綱に準拠すること。

イ 舗装厚の検討に当たっては、事前の土質試験によりCBR値を求め断面決定を行うこと。

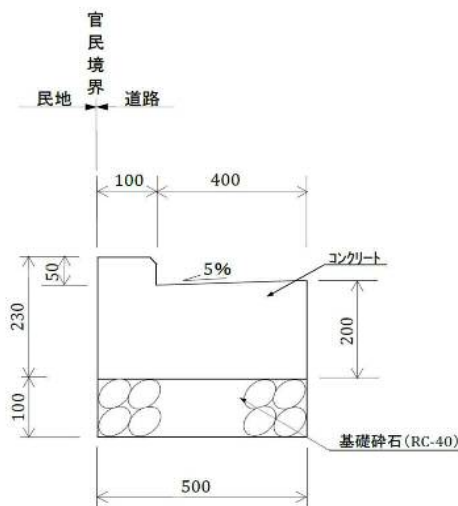
ウ CBR値が2. 5%以下の軟弱床については、遮断層を設けること。

エ 道路管理者と協議し支障のない場合は、次の標準断面とする。

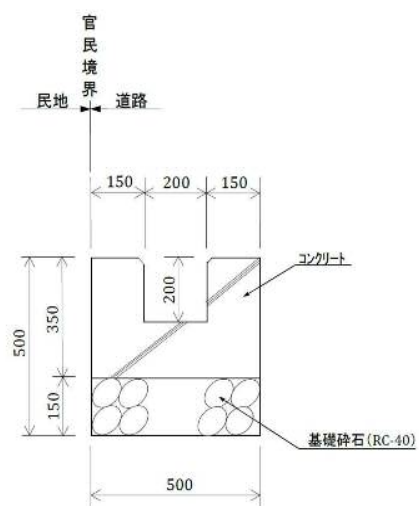
道路幅員	アスファルト舗装	
	表層基層	路盤
4 m	5 cm以上	15 cm以上
6 m以上	5 cm + 5 cm	アスファルト舗装要綱準拠

④ 側溝の構造

●現場打ちL型側溝



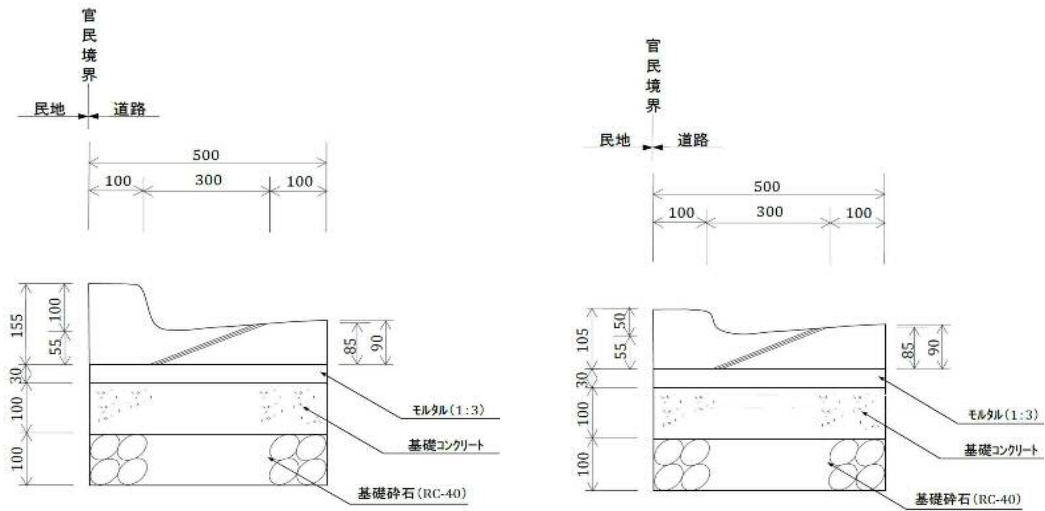
●現場打ちU型側溝



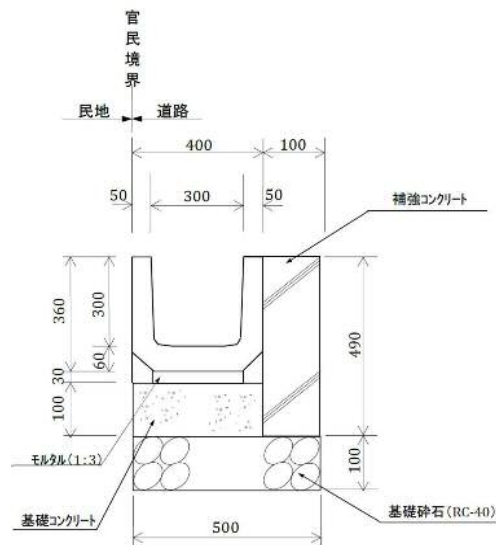
● L型側溝 二次製品

● L型側溝 二次製品（乗り入れ部）

（鉄筋コンクリートL型300を標準とする）



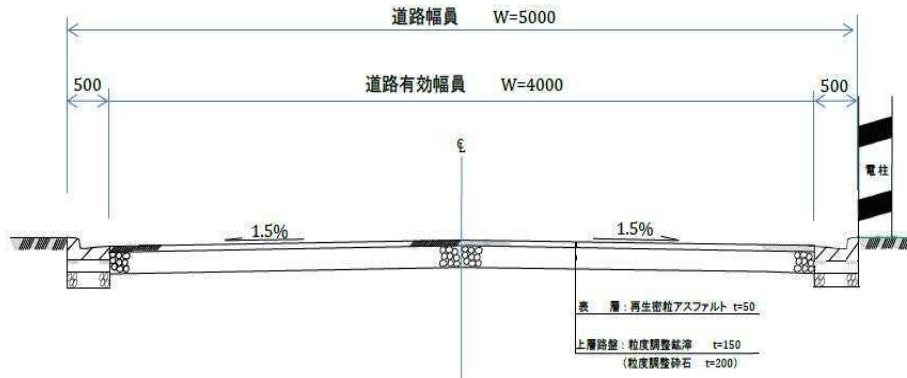
● U型側溝 二次製品（300Bを標準とする）



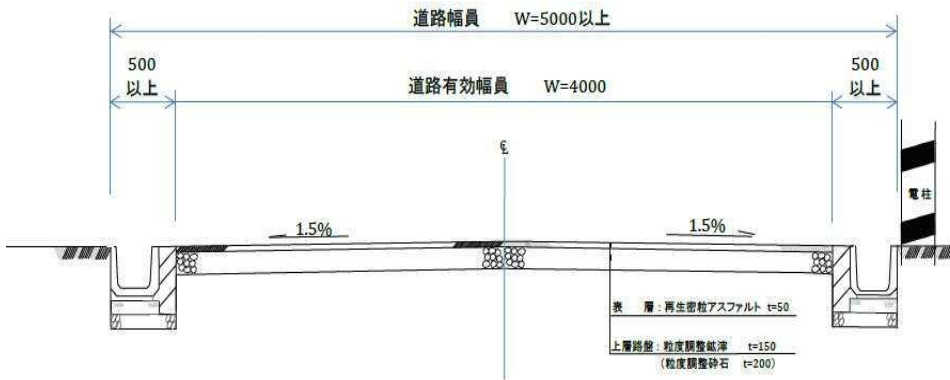
- ア 道路側溝は、現場打ちコンクリート又は二次製品を使用すること。
- イ 道路交差部分等の横断側溝については、ボルト固定式の細目グレーチングを設置すること。又、荷重条件については道路管理者と協議すること。
- ウ 車庫等の出入り口部分については、パーキング用の構造とすること。
- エ 道路幅員は、次のとおりとし道路有効幅員4 m以上を確保すること。又、市へ帰属する範囲は、道路幅員部分までとすること。

道路有効幅員 4.0 m [道路幅員 5.0 m]

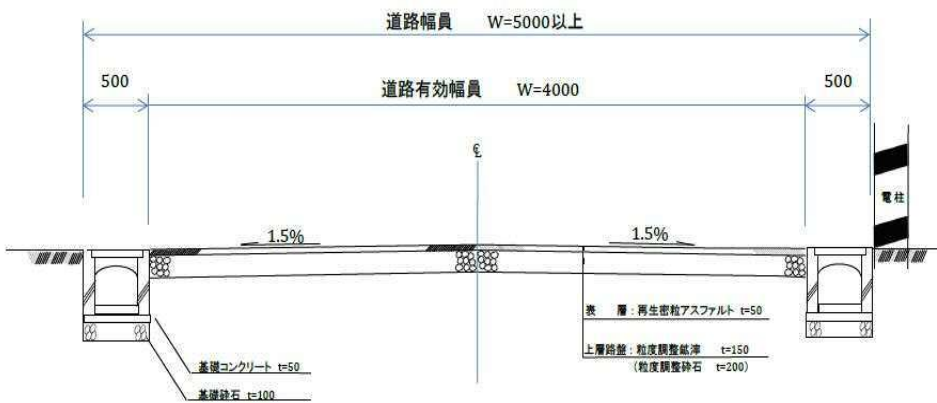
● L型側溝



● U型側溝

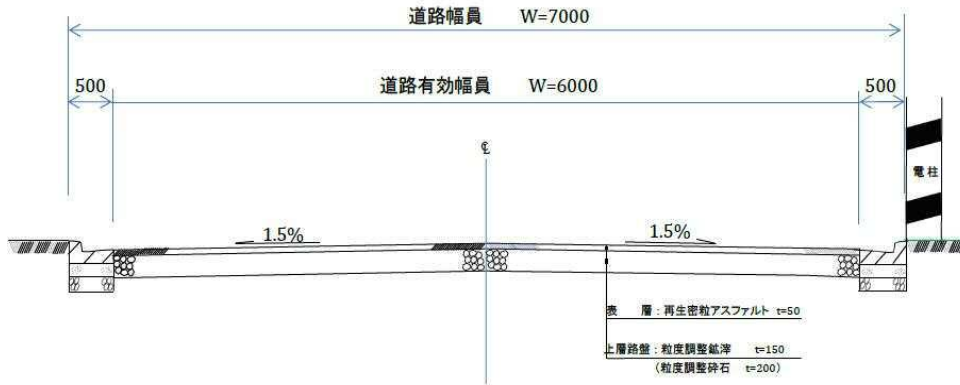


● 自由勾配側溝

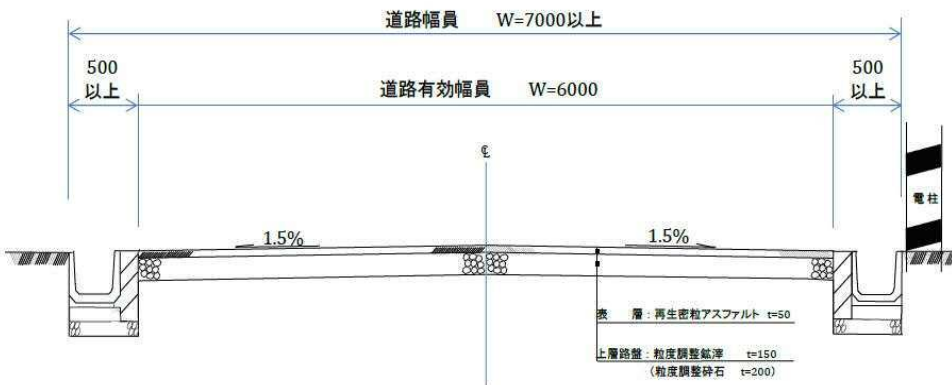


道路有効幅員 6.0 m [道路幅員 7.0 m]

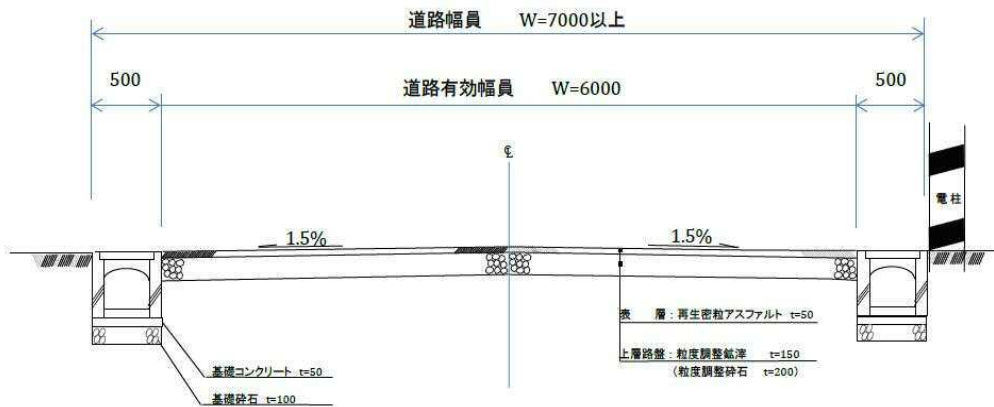
● L型側溝



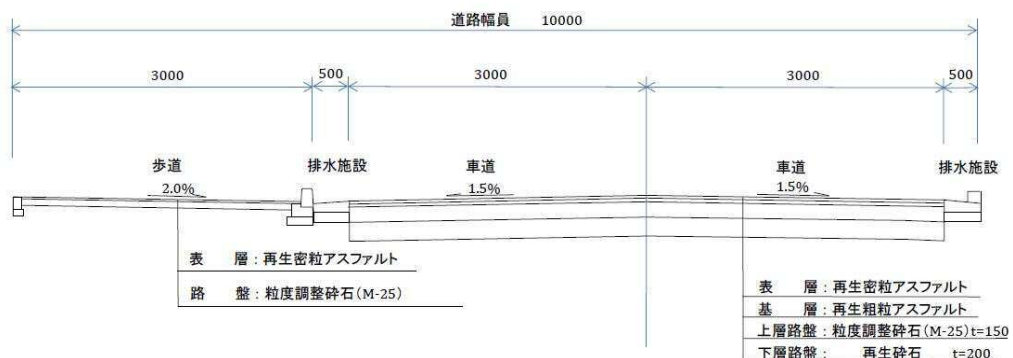
● U型側溝



● 自由勾配側溝



道路有効幅員 9.0 m [道路幅員 10.0 m]



⑤ 歩道の構造等

ア 歩道の構造については、原則としてフラット、セミフラットとすること。

イ 視覚障害者誘導用ブロック等のバリアフリー化について大阪府福祉のまちづくり条例及び藤井寺市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例を遵守すること。

⑥ 道路交差部等のすみ切りについては、次のとおりとする。

(単位 メートル)

道路幅員	有効幅員 4.0 m	6.0 m	9.0 m	12.0 m	16.0~ 18.0m	備 考
有効幅員 4.0 m	2	2	2	-	-	
6.0 m	2	3	3	3	-	
9.0 m	2	3	4	4	4	
12.0 m	-	3	4	6	7	
16.0~ 18.0m	-	-	4	7	8	

⑦ 道路の平面交差及び接続

ア 道路の平面交差は直角又は直角に近い角度とすること。

イ 著しい屈曲部には道路を接続させないこと。

ウ 主要な道路とその他の道路を接続させる場合は、主要な道路の縦断勾配を変化させないこと。

⑧ 開発区域の接続道路

開発区域内の主要な道路は、開発区域外の9 m以上（住宅団地の場合は6.5 m以上）の道路に接続させるものとする。

ただし、周辺の状況により、この定めにより難しいときは、開発区域の規模、予定建築物を勘案して、次の優先順位によって接続道路を定めるものとする。

ア 将来拡幅の計画のある道路で現在幅員4 m以上の公道

イ 将来規定の幅員の道路を新設する計画のある道路に接し、他端が4 m以上の現道に接すること。

ウ 幅員4 m以上の公道

エ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5項に規定する道路で、その幅員が4 m以上のもの。

オ 既成市街地内で周辺が既に開発され、4 m以上の現道に接続するものが不可能な場合は、建築基準法第42条第2項に規定する道路。

4. 橋梁の設計基準

- ① 橋梁の設計基準については、道路橋示方書を遵守しなければならない。
- ② 床版、ボックスカルバート等についても同様とする。

5. 緑化基準

区 分	緑 化 基 準
地 上 部	緑化面積が次のア又はイに掲げる算式により算出した面積のいずれか小さい方の面積以上であること。 ア (敷地面積－建築面積) × 25% イ (敷地面積－(敷地面積×建ぺい率×0.8)) × 25%
建築物上	緑化面積が屋上面積の20%以上であること。

(備 考)

- ① 「敷地」とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第1号に規定する敷地（当該建築物と一体として利用されるものを含む。）をいう。
- ② 「緑化面積」とは、緑化施設（植栽、花壇その他の緑化のための施設及び敷地内の保全された樹木並びにこれらに附属して設けられる園路、土留その他の施設（当該建築物の空地、屋上その他の屋外に設けられるものに限る。）をいう。以下同じ。）の面積をいう。
- ③ 緑化面積は、次の各号に掲げる緑化施設の区分に応じ、当該各号に定める方法により算出した面積の合計とする。
 - (1) 建築物の外壁の直立部分に整備された緑化施設 緑化施設が整備された外壁の直立部分の水平投影の長さの合計に1.0mを乗じて得た面積
 - (2) 前号に掲げる緑化施設以外の緑化施設 次に掲げる緑化施設の区分に応じ、それぞれ次に定める方法により算出した面積の合計
 - ア 樹木 次のいずれかの方法により算出された面積の合計
 - (ア) 樹木ごとの樹冠（その水平投影面が他の樹冠の水平投影面と一致する部分を除く。）の水平投影面積の合計
 - (イ) 樹木（高さ1.0m以上のものに限る。以下（イ）において同じ。）ごとの樹冠の水平投影面について、次の表の左欄に掲げる樹木の高さに応じてそれぞれ同表の右欄に掲げる半径をその半径とし、当該樹木の幹の中心をその中心とする円とみなして算出した当該円（その水平投影面が他の樹木の幹の中心をその中心とする円とみなしてその水平投影面積を算出した当該円の水平投影面又は（ア）の樹冠の水平投影面と一致する部分を除く。）の水平投影面積の合計

樹木の高さ	半径
1. 0 m以上 2. 5 m未満	1. 1 m
2. 5 m以上 4. 0 m未満	1. 6 m
4. 0 m以上	2. 1 m

(ウ) 敷地内の土地又はその土地に存する建築物その他の工作物のうち樹木が生育するための土壌その他の資材で表面が被われている部分であって、次に掲げる条件のいずれにも該当するもの（その水平投影面が（ア）の樹冠の水平投影面又は（イ）の円の水平投影面と一致する部分を除く。）の水平投影面積の合計。ただし、次の表に掲げる条件を満たすこと。

項	条件
1	<p>当該被われている部分に植えられている樹木の本数が、次に掲げる式を満たすものであること。</p> $A \leq 18 T1 + 10 T2 + 4 T3 + T4$ <p>（この式において、A、T1、T2、T3、T4は、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>A 当該部分の水平投影面積（単位 m²）</p> <p>T1 高さが4.0 m以上の樹木の本数</p> <p>T2 高さが2.5 m以上4.0 m未満の樹木の本数</p> <p>T3 高さが1.0 m以上2.5 m未満の樹木の本数</p> <p>T4 高さが1.0 m未満の樹木の本数）</p>
2	1の樹木が当該部分の形状その他の条件に応じて適切な配置で植えられていること。

イ 芝その他の地被植物 敷地内の土地又はその土地に存する建築物その他の工作物のうち芝その他の地被植物で表面が被われている部分（その水平投影面がアの規定によりその水平投影面積を算出した水平投影面と一致する部分を除く。）の水平投影面積

ウ 花壇その他これに類するもの 敷地内の土地又はその土地に存する建築物その他の工作物のうち草花その他これに類する植物が生育するための土壌その他の資材で表面が被われている部分（その水平投影面がア又はイの規定によりその水平投影面積を算出した水平投影面と一致する部分を除く。）の水平投影面積

エ 水流、池その他これらに類するもの 敷地内の土地又はその土地に存する建築物その他の工作物のうち水流、池その他これらに類するものの存する部分（その水平投影面がアからウまでの規定によりその水平投影面積を算出した水平投影面と一致する部分を除き、樹木、植栽等と一体となって自然的環境を形成しているものに限る。）の水平投影面積

- オ 前号の施設又はアからエまでの施設に附属して設けられる園路、土留その他の施設 当該施設（その水平投影面がアからエまでの規定によりその水平投影面積を算出した水平投影面と一致する部分を除き、前号及びアからエまでの規定により算出した面積の合計の4分の1を超えない部分に限る。）の水平投影面積
- ④ 太陽光発電装置を設置する場合にあっては、当該装置のパネル等に係る水平投影面積を緑化面積に算入することができる。
- ⑤ 建築面積の算定方法は、建築基準法施行令第2条第1項第2号に定めるところによる。
- ⑥ 「地上部」とは、敷地のうち建築物（建築基準法第2条第1項第1号に規定する門又は塀等を除く。）の存する部分を除いた部分をいう。
- ⑦ 増築の場合にあっては、次の各号に掲げる面積は、それぞれ当該各号に定める方法により算出するものとする。
- (1) 敷地面積 増築に係る建築面積を建ぺい率で除した面積
- (2) 建築面積 増築に係る部分の面積
- ⑧ 「建ぺい率」とは、建築基準法その他の法令の規定に基づき定められる建築物の建築面積の敷地面積に対する割合をいう。
- ⑨ 「建築物上」とは、建築物の屋上、壁面又はベランダ等をいう。
- ⑩ 「屋上面積」とは、屋上（建築物の屋根部分のうち人の出入り及び当該屋根部分の利用が可能な部分をいう。）の面積のうち建築物の管理に必要な施設（太陽光発電装置のパネル等を除く。）に係る部分を除いた面積をいう。
- ⑪ 「敷地面積」の算定方法は、建築基準法施行令第2条第1項第1号に定めるところによる。ただし、次に掲げる施設に係る敷地面積については、当該敷地面積からこれらの施設の用途を考慮して市長が必要と認める面積を除くことができる。
- (1) 上下水道施設等における水処理施設その他の施設
- (2) 共同住宅等の敷地内の道路等
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校における運動場その他の運動施設
- (4) 工場における貯水槽その他の施設
- ⑫ 地上部における緑化面積について、緑化基準を満たすことが困難な特段の理由がある場合は、当該地上部において必要とされる緑化面積のうち、緑化が困難な面積相当分は、建築物上の同一面積の緑化をもって代えることができる。この場合において当該建築物上の緑化をもって代える面積は、建築物上において必要とされる緑化面積には含まれないものとする。

- ⑬ 建築物上における緑化面積について、緑化基準を満たすことが困難な特段の理由がある場合は、当該建築物上において必要とされる緑化面積のうち、緑化が困難な面積相当分は、地上部の同一面積の緑化をもって代えることができる。この場合において当該地上部の緑化をもって代える面積は、地上部において必要とされる緑化面積には含まれないものとする。
- ⑭ 緑化面積のうち、地上部において緑化すべき面積（備考⑫の規定により建築物上の緑化をもって代える面積を除き、備考⑬の規定により地上部の緑化をもって代える面積を含む。）の2分の1以上は、原則として樹木に係る面積（備考③第2号アに掲げる樹木に係る面積をいう。）とする。

6. 敷地規模等に関する基準

	建ぺい率	1戸建住宅	共同住宅等	単身者住宅
第1種低層住居専用地域	50%	150㎡	100㎡	30㎡
第1種低層住居専用地域	60%	100㎡	75㎡	30㎡
第1種中高層住居専用地域	60%	80㎡	55㎡	30㎡
第2種中高層住居専用地域	60%	80㎡	55㎡	30㎡
第1種住居地域	60%	66㎡	50㎡	30㎡
第2種住居地域	60%	66㎡	50㎡	30㎡
準住居地域	60%	66㎡	50㎡	30㎡
その他の地域		66㎡	50㎡	30㎡

ただし、①1戸建住宅については敷地面積

②共同住宅等及び単身者住宅については1住戸当たりの専有面積

(注) 建ぺい率については、指定建ぺい率の地域であり角地適用（大阪府建築基準法施行細則（昭和25年大阪府規則第111号）第4条）の敷地については、該当しません。

7. 公共空地設置基準

公共空地設置については、大阪府福祉のまちづくり条例、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）及び都市公園法（昭和31年法律第79号）関係規定を遵守しなければならない。

又、社団法人 日本公園施設業協会の「遊具の安全に関する規準（案）」に適合し、十分な安全対策を講じるものとする。

① 公共空地には次の施設を設置するものとする。

施設		150 m ² 以上 250 m ² 未満	250 m ² 以上 350 m ² 未満	350 m ² 以上
修景施設	植栽	中低木の常緑樹を基本とする。 概ね20%以上の植栽地	高、中、低木の常緑樹を基本とする。 概ね30%以上の植栽地	
		樹種は、防火機能を備えた強健なものを採用する。 土壌は、植栽に適したものに改良する。		
休養施設	ベンチ等	2基以上を標準とする。	3基以上を標準とする。	規模により別途協議
遊戯施設	遊具等	2基以上を標準とする。	3基以上を標準とする。	規模により別途協議
便益施設	水飲場 (手洗い)	1基以上を標準とする。		規模により別途協議
	便所	別途協議		
管理施設	公園灯	2基以上を標準とする。		規模により別途協議
	時計塔	規模により別途協議とする。		
	注意書き看板	1基以上を標準とし、耐久性のある材料とする。		
	散水栓	3基を標準とする。	別途協議	
	園名板	1基を標準とする。	別途協議	
	外柵	高さは1.2mとし、隣接住宅とは高さ1.8mとする。		
	雨水排水施設	排水については、側溝、透水管等を設け、土砂が流出、流入しないような構造とする。		
	進入路及び車止め	2箇所以上とし、車止めを設置する。内1箇所の侵入路については、管理用車両が出入りできる幅員を有し、可動式の車止めを設置する。		
その他施設	幼児・児童の遊び場や高齢者等の憩いの場としての機能を備えるため必要な施設を別途協議に基づき設置する。		規模により街区公園・近隣公園としての機能を備えるため必要な施設を別途協議に基づき設置する。	

② 樹木の枯れ補償

公園等に植栽される樹木については、十分な施工能力及び信頼性のある業者により施工させることとし、枯れ補償の期間は1年間とする。なお、開発者と植栽工事請負者は連名で市長に念書を提出するものとする。

③ 公共空地の造成工事、施設工事等の全般にわたり1年間は、保証するものとする。

④ 公共空地については、原則として2面以上公道に面するものとする。

8. 駐車施設及び駐輪施設の設置基準

	必要駐車台数	必要駐輪台数
1戸建住宅及び長屋住宅	1戸に1台以上	1戸に1台以上
共同住宅及び単身者住宅	2戸に1台以上	1戸に1台以上

・店舗、倉庫等住宅以外 建築延べ面積の1/3以上の駐車場面積(車路含む)
駐輪場については担当課と別途協議

・近隣商業地域で開発行為を行う場合は、担当課と別途協議を行うものとする。

ア 駐車場出入口については、幅員4m以上の道路に面すること。又、1台当たりの駐車スペースは、次の基準どおりとする。

・一般の利用 5.00m×2.25m

・車いす利用の場合 5.00m×3.50m以上

イ 駐輪場の1台当たりの駐輪スペースは0.6m×1.8m以上とすること。

ウ 前面道路に対して駐車場が直接面しているような配置(串ざし駐車)は、道路の安全面の確保の上から原則として行わないこと。

9. その他安全施設の基準

ア 交通安全対策として必要と認められる箇所に防護柵、ガードパイプ等を設置すること。

(防護柵等の構造については、防護柵設置要綱(日本道路協会)に準拠すること。)

イ 見通しの悪い交差点及び曲線部には、カーブミラー等を設置し安全対策を行うこと。

- ウ 街路照明灯の設置については、電柱に共架し事前に担当課と協議すること。
- エ その他の安全対策等については、担当課と別途協議すること。

10. し尿、ごみ処理に関する基準

- ① 公共下水道への汚水放流を行うことができない地域のし尿処理は、し尿浄化槽により処理するものとする。ただし、やむを得ず設置できない場合は、汲取方式とすることができる。
 - ア 汲取方式（バキューム車によるもの）

便槽は家族に応じた容量を最低2ヶ月滞留でき、その設置場所は汲取作業が容易な位置であること。
 - イ 水洗方式（し尿浄化槽によるもの）

し尿浄化槽を設置する場合は、大阪府浄化槽指導要綱及び藤井寺市浄化槽事務取扱基準によること。又、処理水の放流については水利関係団体、水路等管理者（所有者）と協議すること。
- ② ごみ処理については、次の方法により収集に必要な施設等を整備するものとする。
 - ア 戸数が10戸以上の共同住宅等の開発行為等にあつては、道路に面する等ごみ収集車両が横付けすることができ、かつ容易に作業ができる可燃ごみ集積場所と粗大ごみ集積場所を設置すること。
 - イ 可燃ごみ集積場所の面積は、1戸につき0.20㎡を戸数に乗じたもの以上とすること。
 - ウ 粗大ごみ集積場所の面積は、1戸につき0.15㎡を戸数に乗じたもの以上とすること。
 - エ 可燃ごみ集積場所は、原則として、高さ1.2m程度のブロック造りで三面を囲み間口は、開閉戸を設置し、床はコンクリートを打設する等外観上美観を損なわないものとする。
 - オ 水道栓及び排水を設ける等ごみ集積場所を清潔に保持できるようにすること。
 - カ 設置場所については、不法投棄が行われないう適切な場所に設置すること。
 - キ アに規定する開発行為等以外については、ごみ集積場所を設ける場合は、アからカまでの規定を準用し、集積場所を設けない場所で、近隣の環境、美観維持を考慮したごみの搬出ができるよう配慮を行うこと。

1 1. 藤井寺市道路占用基準

① 道路占用物件について

電柱等は原則として道路敷外に設置するものとする。ただし、5 m以上の道路で道路敷外に余地がない場合は、事前に本市担当課と協議した上で次の各号にあげる場所に設置することができる。

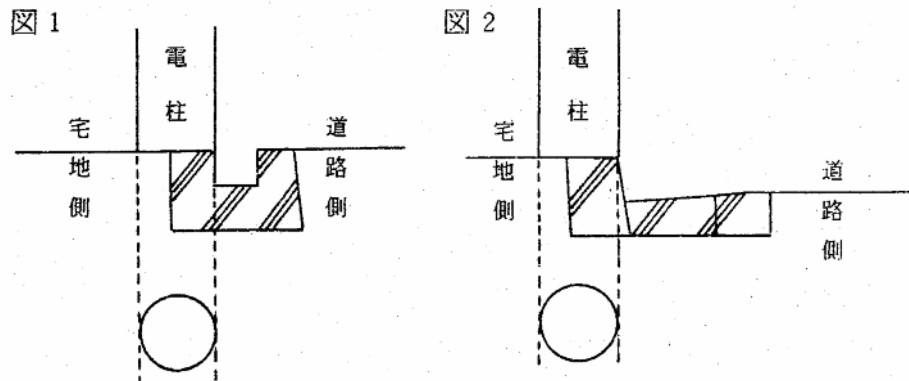
(1) 歩行者の区別のある道路にあつては、歩道上の車道寄りとするものとする。ただし、やむを得ない場合歩道上の民地側とすることができる。

(2) 歩車道の区別のない場合にあつては次のとおりとする。

ア 法敷のある場合は、法尻に設けること。

イ U字側溝のある場合は、その断面を侵さないよう民地側溝壁の背面又は側壁に割込んで設けること。(図1参照)

ウ L型側溝のある場合もイに同じ。(図2参照)



(3) 同一路線にかかる電柱は、道路の同一側に設け、歩車道の区別のない道路にあつては、その反対側に占用物件がある場合は、これと8 m以上の距離を保つものとする。ただし、道路が交差し、接続し又は屈曲する場合にあつてはこの限りでない。

(4) 電気・電話柱は原則として共架するものとする。やむを得ず共架できない場合は、本市担当課と協議の上、次のとおりとすることができる。

ア 電気柱は、東西道路では北側、南北道路では東側とすること。

イ 電話柱は、東西道路では南側、南北道路では西側とすること。

(5) 地上電線の高さは、路面から5 m以上とするものとする。ただし既設電線に共架する場合その他技術上やむを得ず且つ道路の構造、又は交通に支障を及ぼす恐れのない場合においては、4.5 m以上、歩車道の区別のある道路の歩道上においては、2.5 mとすることができる。

② 地下埋設物について

- (1) 地下埋設物件は民地側から水道・ガスの家庭用管、水道・ガスの支管又は本管（中圧又は高圧管）、雨水管、電らん、水道・ガスの大口径管（ $\phi 600$ 以上）、下水道管の順序に配列するものとする。ただし4車線以上の道路の高速車線部には埋設させないものとする。
- (2) 歩車道の区分のある道路にあっては、原則として本線を車道の地下に、支線を歩道の地下に埋設するものとする。
- (3) 歩車道の区分のない道路にあっては、原則として本線を路面幅員の $2/3$ に相当する路面の地下に、支線を上記以外の地下に埋設するものとする。
- (4) 地下埋設物（道路を横断して埋設する場合を除く）の埋設位置は、南北道路では、ガス、電話ケーブルを西側、水道、電気ケーブルを東側、東西道路では、ガス、電話ケーブルを南側、水道、電気ケーブルを北側とするものとする。
- (5) 下水道の本管については、原則として道路の中央寄りに埋設するものとする。
- (6) 地下埋設物（道路を横断して埋設する場合を除く）の頂部と路面の距離（土かぶり）は、特別の事情のある場合を除き次のとおりとする。
 - ア 内径50ミリ以下の場合、0.6m以上とすること。
 - イ 内径50ミリ以上の場合、歩車道の区別ある道路の車道部分では1.2m以上、歩道部分0.6m以上とすること。また、歩車道の区別のない道路では1.2mとすること。
- (7) 下水道本管の頂部と路面の距離は、1.0m以下としないものとする。又、工事施工上やむを得ない場合でも、0.6m以下としないものとする。
- (8) 地下埋設物は堅固で耐久力を有すると共に、他の占用物件の構造に支障を及ぼさないものとする。又、工事施工上、保安上支障のない限り相互に接近しているものとする。
- (9) 橋梁に添加する場合には桁の両側又は床板の下に設けて桁下高を割らない高さとし、且つ橋梁の強度に影響を与えない構造であるものとする。
- (10) マンホール、ハンドホール等の蓋の高さは路面と同一面とし、且つ同一勾配とするものとする。